

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2025

6月号

No.354

I N D E X

- ・ 巻頭言 ②
- ・ 令和7年度 輸出に取り組む優良事業者表彰エントリー開始 ④
- ・ 第35回 優良経営食料品小売店等表彰応募店募集開始 ⑤
- ・ 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 ⑥
- ・ 海外サプライチェーン構築を図る
認定輸出事業者への金融支援事業 ⑦
- ・ 〈農林水産省〉令和6年度食品等流通調査について ⑦

巻 頭 言

あまり世の中には知られていないが、この4月の末に果樹農業振興基本方針（以下、「基本方針」という。）が策定公表された。これは果樹農業振興基本法に基づく5年ごとの基本方針の策定であり、今年は新しい食料・農業・農村基本法の改定に基づく食料・農業・農村基本計画が注目されており、その影に隠れているような印象があるが、基本法改正後の初めての基本方針の策定である。

果樹農業振興基本方針は従来、需要に合わせた生産を推進することを主眼としてきたが、令和2年の前回の基本方針から生産基盤の強化という方向に大きく舵を切った。

その方向性は今回の基本方針でも変わらないが、新基本法における国内農産物の生産拡大という大命題のもとで、果樹農業の役割への期待の大きさを反映してより一層その点が強化されている。

ご存知の通り、近年担い手不足や高齢化に伴って果樹生産面積は毎年減少してきており、その生産の強化によって国内外の需要に対応していくことが求められてきている。

新基本方針では新基本法に基づく基本計画全体の議論においても、果樹農業が潜在的な需要に対応できず、むしろ生産が減少している実状を踏まえ、自給率向上という大きな目標の達成の上でより大きな役割を果たすことを求める意見が多く見られた。

今回の基本方針の特徴として、いわゆる目標指標というものを掲げている。従来は見通しは示していたがこのような目標指標という位置づけはされていなかったところである。

全体目標を見てみると、近年毎年減少している栽培面積をその減少を食い止め、ほぼ現状のレベルが維持できるような目標とし、いわゆる政令指定品目の生産量を現状の245万トンから5年後に256万トンに拡大するものとなっている。その内訳として、みかんはほぼ現状維持の67万5千トン、リンゴについては12万トン拡大の72万7千トン、ぶどうについては約1万トン拡大の17万8千トンという数字が示されている。これらは、果樹農業の現状からみてかなり意欲的な数字という印象である。

この生産の減少を食い止め生産拡大を目指すということが基本方針の全体としての基調をなしているが、今回の基本方針では、今までの基本方針では見られなかったいくつかの特徴がある。

一つは、生産を拡大していくためには、担い手の確保の重要性がうたわれるのは当然であるが、食品業界など関連業界からの投資（参入）が正面から取り上げられ、併せて大規模な経営を全国に導入していくことが示されていることである（大規模経営体・産地を令和12年度までに50創出）。担い手の減少、生産の縮小傾向の歯止めがかからないという厳しい現実の中で、このような考え方が打ち出されたものと思われる。

もう一つは、様々な需要を取り込んでいくために、手ごろな価格の果実の生産拡大、あるいは加工用、業務用需要に対応した生産が必要であるということも強調されている（加工仕向け量：3 1 4 千トン（令和3年度）→3 7 7 千トン（令和12年度）、加工原材料生産経営体・産地：令和12年度までに10創出）。

これには、国内生産が減少して国内果実の価格上昇が止まらず、一般の消費者の手に届きにくい現状の中、数量として満たされない部分は比較的低価格の輸入品が埋めることになり、国内消費に占めるそのシェアをじわじわと拡大しているという実態がある。また、消費者の果実消費の形態が、ジュースなどの加工品やカットフルーツ、フルーツサンドといったものが大きな割合を占めるようになってきている実状を直視したものであろう。

また、新基本法で輸出が大きな政策の柱に位置付けられたことを受け、基本方針においても果実の需要先の一つとして輸出も正面から取り上げられている（輸出額：令和6年度316億円→令和12年度1023億円、輸出向け経営体・産地：令和6年度16→12年度97）。

農産物の輸出拡大の目標の中で果実が大きな期待を背負っている格好である。

基本方針の内容がその名称が示すように国内生産の方向性を示すものであり、審議会での議論も当然生産サイドの議論が中心であったが、今回の基本方針の策定過程においては、国内市場や輸出市場と言う需要サイドにおける変化というものがこの基本方針の議論の過程で大きな影響を与えたと思われる。市場関係者の中では、最近の卸売市場における取扱金額の上昇は歓迎するものの、取り扱い量の減少が止まらないという実状の中で、今後どうやって十分な国産果実を確保していくのかということが切実な問題となっている。

今回の基本方針のもう一つの大きな特徴は、気候変動に対する記述があるということである。近年、高温による障害で生産量の減少に拍車がかかる事態が頻発してきている。このような問題に果樹農業がどのように対応していくかが大きなテーマとなっている。新品種の導入や栽培技術の工夫など必要な対策が盛り込まれている。

以上、新しい果樹農業振興基本方針についてその特徴を私なりに紹介してきたが、この基本方針の目指すところが達成され、市場が多く国産果実で満たされることを祈っている。食流機構としても、そのために少しでも寄与できればと思っている。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
会長 村上秀徳

令和7年度 輸出に取り組む優良事業者表彰 エントリー開始

当機構は農林水産省の補助を受け、輸出に取り組む事業者のうち顕著な実績を挙げている事業者を広く発掘し、その取組を表彰し、その取組内容を広く紹介することにより、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進することを目的とし、下記の事業を実施します。

表彰対象

農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人
※本表彰は農林漁業者だけでなく、2次産業、3次産業の事業者も対象にしています。
※自推・他推問いません。

表 彰

農林水産大臣賞 4点程度
農林水産省輸出・国際局賞 6点程度
公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 会長賞 4点程度

表彰式

2025年12月上旬 実施予定（東京都内）

後 援

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本政策金融公庫、
日本農業法人協会、日本貿易振興機構（JETRO）

応募期間

7月31日迄

参加費無料

応募方法

下記アドレスにある「輸出に取り組む優良事業者表彰応募様式」に必要事項を記入し、関係書類と共にご応募ください。なお、頂いた応募書類は返却致しません。

<応募に関する書類>

※(1)(2)は必須

- (1) 輸出に取り組む優良事業者表彰応募様式
- (2) 写真（取組内容がわかる写真）
- (3) 取組内容を記載した関係資料
- (4) 会社等の概要がわかるパンフレット（ある場合）

<応募書類様式・公募詳細>

<https://www.ofsi.or.jp/kaigai>
郵送、メール送信にて受け付けています。上記アドレスにて、送付先をご確認下さい。



審 査

審査項目	選賞基準（審査の視点）
輸出規模	輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	輸出事業者における輸出額、量、品目が増加しているか 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか 新規性があるか
定着性	輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか 他の輸出国と差別化するためのブランディングができているか
波及効果	農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか
農林漁業の持続的な発展	農薬・肥料の抑制、温室効果ガス排出削減、労力削減の取組が行われているか 地場産品の活用、資源の循環利用等に取り組んでいるか 原材料等を輸入から国内資源（農林水産物、肥料、飼料等）への転換

※選考に関する、経緯、経過につきましては公表いたしません。

<問合せ先> 業務部 担当：杉本
TEL 03-5809-2176 / E-mail t.sugimoto@ofsi.or.jp

第35回 優良経営食料品小売店等表彰 応募店募集開始（令和7年6月30日締切）

当事業は、1977年（昭和52年）から実施しており、前身の（社）食料品流通改善協会時代による主催を含めると、今年で49回目の開催となります。農林水産省及び日本経済新聞社、日本政策金融公庫のご後援を得て当機構が主催しています。

独創的なノウハウをもって経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店や花き小売店、また食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等を共同で展開する組合等を表彰することとしています。受賞者については、当機構ホームページにて概要を掲載の他、日経MJ新聞にて受賞店名の掲載が予定されています。

募集対象

<小売業部門>

- ・専門食料品小売業（生鮮食品、加工食品及び花き）
- ・総合食料品小売業

<組合・商店街等共同活動部門>

- ・食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等で共同で展開する組合、商店街等

各賞の紹介

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ■農林水産大臣賞 | 総合的に優秀な経営技術と経営成績であること |
| ■農林水産省大臣官房長賞 | 優秀な経営技術と経営成績であること |
| ■日本経済新聞社賞 | 革新的な経営技術であること |
| ■日本政策金融公庫総裁賞 | 地域活性化に貢献していること |
| ■食品等流通合理化促進機構会長賞 | 優良な経営技術と経営成績であること |
| ■食品等流通合理化促進機構会長奨励賞 | 良好な経営技術と経営成績であること |

応募資格

<小売業部門>

- ①法人又は個人が経営する独立店舗であること
- ②営業許認可又は販売の届出が必要な業種にあっては、当該許認可委及び販売届出の手続きをとっていること。
- ③対面販売している小売業の実店舗があること。
- ④従業員数が概ね50人以下であること。（パート・アルバイトは8時間で1人とする）
- ⑤食料品及び花きの小売売上が決算書売上高全体の50%以上であること。

決算書の売上高全体において

<A>小売と見なすもの＝審査対象とするもの

- ・対面販売（実店舗に限る）
- ・通信販売
- ・催事販売
- ・移動販売
- ・宅配
- ・業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）

50%以上
あること

小売と見なさないもの＝審査対象としないもの

- ・小売店に併設する飲食店
- ・イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー
- ・併設している小売店と関連のない製造業、卸売業
- ・百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く）
- ・農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上
- ・自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や<A>とのコラボ商品等は除く）

50%未満
であること

- ・<A>の中でも実店舗における対面販売を基本とし、その他の販売形態については、対面販売をどのように補完する形で活用されているか考慮する。
- ・の売上がある場合は、<A>に伴う効果と見なし、の業態における単独ノウハウは審査対象としない。

- ⑥フランチャイズチェーン又はボランタリーチェーンに加盟していないこと。（本部からノウハウ指導を受けていない場合は可）

- ⑦同一商圏内での営業経歴が3年以上であること。

- ⑧当表彰へ再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。

会長奨励賞受賞の場合は3年以上、その他賞受賞の場合は5年以上経過していること。

- ⑨過去3年間、食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器リサイクル法等）で行政処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。

＜組合・商店街等共同活動部門＞

- ①運営組織が関係法令に基づき組織化された協同組合又は定款・構成員名簿・収支予算書等を備えているグループ等であること。
- ②運営組織設立3年以上経過していること。
- ③運営組織の構成店が5店以上で構成されていること。
- ④構成店の中に＜小売業部門応募資格＞に該当する食料品を扱う店舗があること。
- ⑤運営組織の主要な活動範囲が単一の商店街または同一都道府県（都道府県をまたぐ場合は半径20km以内）である。
- ⑥当表彰へ再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。
会長奨励賞受賞の場合は3年以上、その他賞受賞の場合は5年以上経過していること。
- ⑦過去3年間、食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器リサイクル法等）で行政処分を受けていないこと。
また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。

＜パンフレット及び申込書の配布及び問い合わせ先＞

応募に関する「パンフレット」及び「申込書」は、
食流機構ホームページ（<https://www.ofsi.or.jp/concours/>）をご覧ください。
原則として電子データでのご応募をお願いしています。
担当：篠塚 TEL 03-5809-2175 / E-mail kouriteni@ofsi.or.jp



農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業

食流機構では、農林水産省の令和6年度予算事業として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者、食品等事業者の皆様方が、輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に支払った保証料の負担を軽減するための支援事業を行います。

詳しくは食流機構のHP（<https://www.ofsi.or.jp/shinyouhosyou/>）を御覧ください。

注：「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で選定された「輸出重点品目」「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で定められた「海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/>

■事業概要

輸出事業計画の認定を受けた事業者の皆様方が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人食品等流通合理化促進機構等に支払った保証料の一部を支援します。

■助成対象経費

助成対象者の認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、令和7年4月1日以降に民間金融機関から債務保証付き借入れを行った場合に支払った保証料において、次に定める額の範囲内の額とします（1円未満端数切り捨て）。

- （1）保証期間が5年以下の場合：実際に要した保証料の2分の1に相当する額
- （2）保証期間が5年超の場合：実際に要した借入当初から5年間分の保証料の2分の1に相当する額

■助成対象期間

助成対象者当りの助成対象融資の実行日から5年以内とします。

■助成金の額

- （1）助成金は、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を助成対象者に対し助成します。助成金の額は定額とし、上記「3.助成対象経費」及び「4.助成対象期間」に定める内容に基づき食流機構が算出する額のうち当該年度分の額とします。
- （2）令和7年度事業で助成対象にするのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保証期間にかかる保証料とします。
- （3）本事業で助成を受けようとする保証料について、助成対象者が本事業以外の他の補助事業等から保証料の補助・助成等の交付を受ける場合は、本事業の助成対象としません。

〈問合せ先〉 業務部 担当：田中
TEL 03-5809-2176 / E-mail guarantee@ofsi.or.jp

海外サプライチェーン構築を図る 認定輸出事業者への金融支援事業

食流機構では、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律^(注)から融資を受けた農林水産物・食品輸出基盤強化資金の金利負担を軽減するための支援を行います。

注：（令和元年法律第57号）第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けた認定輸出事業者が、当該認定に係る輸出事業計画に基づいて行う取組のために、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）

詳しくは食流機構のHP（<https://www.ofsi.or.jp/finance/>）を御覧ください。

■助成対象者

助成対象者は、公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金の融資（その資金使途のうち、外国関係法人等への貸付等に必要な資金及び海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等に必要な資金（以下「対象資金」という。））を受け、認定輸出事業計画に基づき海外での活動を行う、認定輸出事業者とします。

■事業内容

- ・助成対象者が、対象資金に対して公庫に支払った利子を助成します。
- ・利子助成額は、助成対象者が対象資金に対して公庫に支払った利子額とし、食流機構は、各年度に措置された予算の範囲で助成を行います。
- ・利子助成率は最大2%までとします。
ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とします。
- ・融資枠の上限は20億円（1件あたりの上限は5億円）、利子助成期間は償還終了時までとし、貸付当初から最長5年間とします。
- ・本事業で助成を受けようとする利子について、助成対象者が本事業以外の他の補助事業等から補助・助成等の交付を受ける場合は、本事業の助成対象にはなりません。

〈問合せ先〉 業務部 担当：田中

TEL 03-5809-2176 / E-mail finance@ofsi.or.jp

〈農林水産省〉令和6年度食品等流通調査について

農林水産省は、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（食品等流通調査）を実施し、報告書を取りまとめ、3月31日に公表しました。また、関係団体に対し、調査結果に基づく協力要請及び注意喚起（通知）が発出されましたのでお知らせします。

1. 調査の背景

令和6年度の食品等流通調査は、原材料価格やエネルギーコストの高騰、人手不足の影響、物流の2024年問題、プラスチック使用に対する規制を設ける動き、食品ロスの削減、食品リサイクルの推進といった現下の課題を踏まえ、

- （ア）食品等の流通における労務費、原材料費、エネルギーコスト、物流費の上昇分の転嫁状況や課題
 - （イ）物流の2024年問題への取組状況や課題
 - （ウ）食品等の流通における商慣習の現状と課題、デジタル化に関する状況
 - （エ）プラスチック削減・資源循環に関する現状や食品ロスの削減、食品リサイクルの取組状況
- 等を把握することを目的として実施されました。

また、令和5年度の食品等流通調査の結果に基づき令和6年3月27日に策定・公表した「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（生鮮取引適正化ガイドライン）のフォローアップ調査も併せて実施されています。

2. 令和6年度 食品等流通調査（要旨）

根拠：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）

第27条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

令和6年度の調査について

■ 主な調査項目	① 価格転嫁 ② 物流 ③ 商慣習及びデジタル化 ④ 環境配慮 ⑤ 「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（生鮮取引適正化ガイドライン）のフォローアップ						
■ 調査の実施方法							
① アンケート調査	食品製造事業者	食品卸売事業者	小売事業者	仲卸業者	合計		
	207	122	73	192	594		
② ヒアリング調査	農業団体 農業法人	卸売市場 関係者	食品製造 事業者	食品卸売 事業者	小売事業者	外食・給食 事業者	物流事業者
	9	17	22	16	16	15	10
						合計	105

令和6年度の調査結果の概要

【①価格転嫁】

- ・ 原材料費の高騰や物流費の上昇を理由とする価格転嫁が着実に進展している様子がうかがわれたが、労務費上昇を理由とする価格転嫁については、原材料費や物流費ほどは進捗していない状況が確認された。
- ・ また、小売事業者等に加工食品を納品する食品製造事業者からは、「値上げするのなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を70%減らされた」といった適正とは言い難い事例も報告された。
- ・ 生鮮食料品を取り扱う農業団体等や卸売市場関係者からは、「最近の経費高騰で価格交渉は聞いてもらやすい」「量販店から値上げの声がけをされるようになった」等、取引環境の変化を示唆する声が聞かれた。

【②物流】

- ・ パレット導入の進展や効果を評価する声が聞かれた一方、導入コストや積替作業の負担を指摘する声も聞かれた。
- ・ トラック予約システムの導入は着実に進展、「3～4時間の荷待ちが30分未満に短縮された」との声も聞かれた。
- ・ 物流効率化については、共同配送に加え、本年度は配送頻度の低減による積載効率向上の取組が数多く聞かれた。

【③商慣習及びデジタル化】

- ・ 店舗納品期限については、小売事業者の2割が「全ての商品が1/2ルール」と回答する等、取組の進展も見られたものの、多くの事業者において1/2ルールの商品と1/3ルールの商品が混在しており、更なる取組の必要性が確認された。
- ・ 納品リードタイムの延長、検品作業の簡素化、納品伝票の電子化等については、取組が着実に進展している様子がうかがわれた。賞味期限の大括り化や日付逆転納品についても検討を進めていくべきとの声が聞かれた。
- ・ 小売事業者の物流センターの使用料（センターフィー）については、本年度は「十分な説明を受けている」と評価する声も聞かれたが、昨年同様「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」等の適正とは言い難い事例も報告された。

【④環境配慮】

- ・ 多くの事業者がプラスチックの使用量や廃棄量の削減に取り組む必要性は認識しているものの、代替資材への転換によるコスト上昇への懸念等により、取組が十分に進んでいるとは言い難い状況にあることが確認された。
- ・ 食品ロスの削減に向けた「未利用食品の寄附」については、約4割の事業者から「取り組んでいる」との回答があったが、「未利用食品を有しているが寄附を行っていない」との回答も2割程度を占めた。

【⑤生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ】

- ・ 本ガイドラインを小売事業者の7割が認知していたが、仲卸業者では4割にとどまった。一方で、仲卸業者の7割が「取引が改善した」としたのに対し、小売事業者は7割が「改善が必要な取引はない」としており、認識に乖離が見られた。

<今後の課題>

- ① 引き続き、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた価格転嫁の取組を推進する必要。
- ② 一過性ではなく構造的な課題である物流問題に関係者一体となって中長期的視点をもって取り組んでいく必要。
- ③ 引き続き、1/2ルール対象品目の拡大、センターフィーの透明性確保、納品伝票の電子化等に取り組んでいく必要。
- ④ 資源循環への国内外の関心も踏まえ、プラスチック使用量削減、食品寄附、食品リサイクル等に取り組んでいく必要。
- ⑤ 生鮮食料品等の取引における様々な課題の改善に向け、ガイドラインの一層の周知と活用に取り組んでいく必要。

詳細は、以下の農林水産省HPをご覧ください。

○令和6年度食品等流通調査報告書の公表について

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/250331.html>

○令和6年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請及び注意喚起について

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/attach/pdf/250331-5.pdf>

編集

食流機構

◆2025年6月号／通巻354号

◆令和7年6月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 ☎ 03-5809-2183

✉ info@ofsi.or.jp 🌐 <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。